

ロシア知的財産ニュースレター

2020 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 部

9 月

・「行政訴訟手続におけるロシア特許庁による紛争の審理及び解決のための新規則」が施行された

2020 年 4 月 30 日の教育科学省 (第 644 号)・経済開発省 (第 261 号) 共同命令 (2020 年 8 月 25 日に第 59454 号として司法省に登録) により、「発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示及び商品の原産地名称の法律に基づく保護の付与及び終了をめぐる紛争のロシア特許庁 (Rospatent) による審理及び解決のための手続を定める規則」が承認された。

これは、紛争が審理される事由、異議申立書、申立書その他の書類の提出手続並びにそのような書類に関する要件、異議申立書又は願書の受理・登録手続、その審理手続を定めたものである。

新規則は 2020 年 9 月 6 日に施行され、この日以降に提出された異議申立書を審理する際に適用される。Rospatent の 2003 年 4 月 22 日の命令第 56 号により承認された、「特許紛争評議会への異議申立書及び申立書の提出並びにそれらの審理に関する規則」は、同日からは適用されなくなるものの、Rospatent の説明によれば、それ以前に提出された異議申立書を審理する際には引き続き適用されるという。

新規則は、自己の出願に関して下された決定に対して出願人が提出した異議申立書、及び特許付与及び商標並びに商標、商品の原産地名称

及び地理的表示の登録に対して第三者が提出した異議申立書に関して、Rospatent が審理するための手続を規定している。

規則は、紛争の当事者と Rospatent との電子通信の広範な使用、特に、文書を電子形式で提出でき、紛争の両当事者に関係する合議体会合がビデオ会議により行われる間、当事者がそのような文書及び紛争の審理過程を Rospatent のウェブサイトで傍聴できることを規定する。

規則は、紛争の審理におけるさまざまな段階に関してその期限を定めている。審判請求を審理するための期間は、不足している情報や文書の提出要求又は当事者や合議体からの請求に応じた会議の再スケジュールリングの期間を考慮に入れなければ、全体で 4~5 か月である。

審判請求を審理するためのそれまでの手続とは異なり、新規則では、自己の請求項を支持するために新たな主張を行うことを異議申立人に認めている。それと同時に、合議体を構成する審判官も、決定を準備する際に、保護を無効にする新たな理由又は法律に基づく保護の付与を妨げる理由を提出し、考慮に入れることができる。

さらに、請求項を変更する権利者の権利も拡大された。これらの変更は、これまでの実務とは異なり、発明又は実用新案の明細書に開示されていない特徴又は発明の単一性への違反につながる特徴を請求項に含めることができないという事実によりのみ制約される。他方で、権利者の権利は、保護範囲を減縮する形でしか請求

項を変更できないという事実により制約されている。

• 「**地理的表示に関する願書の作成及び審理に関する規則**」が定められた

経済開発省の2020年7月3日の省令第398号（2020年8月26日に第59495号として司法省に登録）が9月7日に施行され、以下が承認された。

- 地理的表示又は商品の原産地名称に関する願書の作成、提出及び審理に関する規則、
- 地理的表示の出願書類及び商品の原産地名称の出願書類に含まれる文書の要件並びにその形式、
- 地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の証明書に記載される事項のリスト、
- 地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の証明書の形式。

ロシア経済開発省の2015年9月30日の省令第697号及び類似の法的関係を規律する省令が廃止された。

• **地理的表示保護及び商品の原産地名称保護の保護標章（マーク）**

Rospatent の2020年7月3日の命令第94号（2020年8月28日に第59556号として司法省に登録）が9月8日に施行された。この命令は、地理的表示と商品の原産地名称の保護標章を承認するものである。

商品に付されたマークは、これらの商品に関して商品の原産地名称又は地理的表示が登録されていること及びそのような商品の製造者がその商品の原産地名称（下図左）又は地理的表示（下図右）に対する登録された権利を有することを確認するものである。


<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 商品の原産地名称 地理的表示 </div>

• 「**地理的表示に関する願書の作成及び審理に関する規則**」が定められた

民法第1522.1条に従い、商品の原産地名称の登録出願又は商品の原産地名称に係る使用権の付与を求める出願に自己の意見書を添付した所管当局は、原産地名称が登録されている商品の特性の維持に関して管理を行わなければならない。このような管理とは、該当する地理的場所を特徴付ける状態の消滅と、その特性を有する商品を生産できないという訴えを審理することである。このような供述は、公的機関を含む何人でも提出することができる。

所管当局は、提出された供述に基づき、商品の原産地名称に係る使用権の証明書を有する全ての所有者と、該当する地域を管理するロシア連邦構成体の首長に意見を求める。該当する商品の製造者団体に意見を求めることもできる。

所管当局は、受領した意見を考慮に入れつつ訴えを審理した結果に基づき、地理的場所を特徴付ける状態の消滅及びその特性を有する商品を生産することができないかどうかに関する意見書を作成することができる。作成された意見書は、所管当局から、商品の原産地名称の保護の終了及び商品の原産地名称の使用権の終了を求める請求とともに Rospatent に送付する。

所管当局の請求は、「行政訴訟手続における紛争の Rospatent による審理に関する規則」に従って Rospatent により審理される（上記を参照）。

• **商品の原産地名称又は商品の原産地名称に関する出願から地理的表示又は地理的表示に関する出願への変換、又はその逆**

民法は、権利者／出願人が商品の原産地名称又は商品の原産地名称の出願を地理的表示又は地理的表示の出願に転換でき、又はその逆もできると規定する。このような変換手続は、経済開発省の2020年7月3日の省令第

399号により承認され、9月14日から施行される。

• **商品の地理的表示及び原産地名称の出願書類の第三者による閲覧**

Rospatent は民法第 1524 条に従い、地理的表示及び商品の原産地名称の願書を公表している。公表後、何人も出願書類を閲覧し、その写しを入手することができる。経済開発省の 9 月 3 日の省令第 417 号により承認された「地理的表示又は商品の原産地名称に関する出願書類の閲覧及び当該文書の写しの発行に関する手続」が 9 月 14 日に施行された。出願書類は閲覧でき、その写しが印刷物又は電子形式で発行される。出願書類の閲覧及び認証謄本の発行には手数料が徴収される。

• **経済開発省令により、「地理的表示又は商品の原産地名称への法的保護の付与及び（又は）地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権の付与に対する異議申立書を審理するための手続」が採択された。**

民法では、何人も地理的表示又は商品の原産地名称に関する出願の公開から 3 か月以内に、出願書類を閲覧し、請求された地理的表示若しくは商品の原産地名称への保護の付与又は地理的表示若しくは商品の原産地名称の使用権の付与に対する異議申立書を Rospatent に提出できると規定する。それと同時に、民法ではそのような異議申立てを審理するための正式な手続を定め、その規則を経済開発省が定めている。

経済開発省の 2020 年 6 月 17 日の省令第 356 号により承認された異議申立の審理手続が 9 月 18 日に施行された。この手続は、地理的表示又は商品の原産地名称の保護又はその使用権の付与に対する異議申立書を印刷物と Rospatent のウェブサイトを通じた電子形式のいずれの形式でも提出できると規定する。審理のために受理された異議申立書は、地理的表示及び商品の原産地名称に関する出願審査を行う部門により 50 営業日以内に審査される。異議申立書の、当事者（出願人及び異議申立人）が関与する形での口頭審理手続は規

定されていない。異議申立書の審理結果に基づき、異議申立ての受理又は却下を通告する。異議申立書の審理結果は、出願に関する決定を行う際にも考慮される。

• **下院は、第一読会において弁理士に関する法律の改正を承認した**

下院は 9 月 30 日、ロシア連邦の弁理士に関する法律の改正法案を第一読会で承認した。法案は、Umakhanov 議員、Gumerova 議員及び Vasilenko 議員により提出された。

改正は、弁理士のサービスを第三者に提供する組織の権利、義務及び責任を規定し、弁理士に一定の権利及び保障を付与する。

法案では、規制目的での「弁理士の組織」に関する定義を導入し、その顧客に対する義務を定めている。

また、改正は、次の変化も規定する。

- 弁理士事務所を設立できること。
- 依頼者・弁護士間秘匿特権という概念の導入。
- 訴訟手続における弁理士の地位を弁護士の地位と同等の水準に引き上げること。
- 弁理士からの請求に 1 か月以内に対応する公的機関その他の組織の義務を導入すること。
- 知的財産権の対象の登録に関する情報を含む Rospatent の情報リソースにアクセスする権利を弁理士に付与すること。

10 月

• **知的財産裁判所の最高会議は、「民法第 1483 条第 7 項の出願に関する問題に関する知的財産裁判所の慣行の見直し」を発行した。**

民法第 1483 条第 7 項に従い、民法に従って保護される地理的表示若しくは商品の原産地名称又は商標の優先日前にそうであるものと

して登録請求がなされた標章と同一又は混同を生ずる程度に類似であるような標章は、いかなる商品に関してであれ、その商標として登録することができない。

この「見直し」は2014年から2020年までの事件における知的財産裁判所による決定の分析結果に基づいており、多くの意見を示している。

- Rospatent は、地理的表示又は商品の原産地名称の使用に係る排他権の所有者による異論の有無にかかわらず、地理的表示又は商品の原産地名称と同一又は混同を生ずる程度に類似する商標の国家登録を拒絶できる。

- 地理的表示又は商品の原産地名称と同一又は混同を生ずる程度に類似する標章は、当該地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権を有する者の名義でのみ商標として登録できる。この場合、出願人にそのような権利がない場合、出願が他の条件に適合しているかどうかを確認する必要はない。

- 地理的表示又は商品の原産地名称と、商標としての登録が請求されている標章とを比較する場合、そうした識別手段に類似する標章がいかなる商品に関しても商標として登録できない以上、商品の類似性は評価されるべきではない、

- 異議申立てがなされた地理的表示又は商品の原産地名称に類似し、より早い優先日を有する識別手段に係る原告の排他権は、請求された標章に新たな商標としての法的保護を付与する根拠とはなり得ない。

- 標章と商標とが混同を生ずるおそれを分析するために開発された手法は、各識別手段の特性を考慮に入れた上で、商標と、地理的表示又は商品の原産地名称とが混同を生ずるおそれを立証する際にも適用できる。

• **「地理的表示又は商品の原産地名称の登録及び排他権の付与に関する手引」が発行された**

この手引には、地理的表示及び商品の原産地名称の出願書類の作成及び提出のためのベストプラクティスが収録されている。その内容は、その地理的出所による特別な性質、品質、評判その他の特徴を有する製品の製造に役立つ。この手引は、市場に存在する伝統的商品や地場製品の製造者が効率的に操業する上での地理的表示及び商品の原産地名称の内容及び重要性、地理的表示又は商品の原産地名称に係る排他権を登録して取得する必要性及び地理的表示又は商品の原産地名称の使用が法律に違反した場合にその企業に生じ得るリスクに関して説明することを目的としている。手引では、これらの個別化手段の特性に関する理解を促進するため、登録された原産地名称や潜在的な地理的表示の事例と画像を使って説明している。

• **商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定への加盟に関する議論**

Rospatent の第24回国際会議の中で、商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシアの加盟が審議された。

Rospatent の代表者たちは、ロシア連邦における商品の原産地名称の保護をめぐる実務に関して及び地理的表示に関する民法の最近の改正がロシアの予定するリスボン協定のジュネーブ改正協定への加盟の基礎となることを聴衆に伝えた。

• **意匠登録制度に異議申立手続が必要であるかどうか**

Rospatent は、付与前異議申立手続の導入に取り組んでいる。この手続により、意匠及び意匠で利用されている知的財産権の他の主題に係る先行する権利の所有者が、意匠特許の出願審査中に異議申立書を提出できるようになる。そのような異議申立導入後の実体審査では、限られた数の特許可能性基準に従って意匠の特許可能性が審査される。

この問題は、とりわけ、Rospatent の第 24 回会議の中で議論された。

議論の参加者は、法律に定めるあらゆる理由に関して、予定されている意匠登録に異議を申し立てる機会を誰にでも与える案を支持した。それと同時に、異議申立の有無にかかわらず、Rospatent が審査要件の数を限定した上で登録請求のなされた意匠を常時審査する案は論議を呼んだ。一部の専門家が審査を最小限（ロシアで特許を取得した意匠の新規性審査のみ）に留めるべきだと述べる一方、他の専門家は、意匠の独創性も審査し、混同を生ずる程度に類似する識別手段の特許可能性を調べ、審査する必要があると述べた。

現在、登録請求がなされた意匠を監視する必要上、企業の負担になっていることが懸念された。

Rospatent はこうした問題に関して関係者と引き続き協議していく予定である。

• **「行政訴訟手続における紛争の Rospatent による審理及び解決に関する規則」の適用に関する説明**

Rospatent のウェブサイト公開された説明文によれば、Rospatent が 2020 年 9 月 6 日以降に受領した異議申立書及び願書は、2020 年 4 月 30 日の教育科学省・経済開発省共同命令第 644/261 号により承認された新規規則の定める手続により審理される。

したがって、上記の日付より前に受理された異議申立書及び願書は、民法に抵触しない限り Rospatent の 2003 年 4 月 22 日の命令第 56 号により承認された「異議申立書及び願書並びに特許紛争評議会によるその審理に関する規則」が適用され、同規則に定める手続に基づき審理されるはずである。

• **「特許により保護される薬理学的有効成分の登録簿がロシアで開発される**

ミハイル・ミシュスティン首相は、10 月 19 日に行われた外国投資諮問評議会（FIAC）の第 34 回会合後、これを指示した。

外国投資諮問評議会は、外国投資家がロシアで投資プロジェクトを実施する際に生ずる問題に関して審議し、提案を作成する常設機関である。評議会の議長は首相が務める。評議会は、18 か国の最大手企業 53 社で構成される。

外国投資家からの要請に応じ、特許により保護される薬理学的有効成分の登録簿がロシアで開発される。このような解決策は、特許を取得した医薬品に係る所有権保護の強化を促すことになる。

2021 年に登録簿を作成する予定である。この医薬品登録簿には、有効成分とそれに係る既存の特許権に関する情報、特許所有者及び発行されたライセンスに関するデータを含める予定である。また、有効成分を含む医薬品に関する情報を登録簿に含める可能性も検討されている。登録簿を設ける主な目的は、医薬品が流通する際に特許権を尊重する必要があるケースでの法執行を容易にすることである。

11月

• **「EAEU の商標、サービスマーク及び商品の原産地名称に関する条約の批准に関する法律が施行された**

「ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、商品の原産地名称に関する条約の批准に関する 2020 年 11 月 9 日の法律第 360-FZ 号」がウラジーミル・プーチン大統領により署名され、公布された。同条約は 2020 年 2 月 3 日にモスクワで調印された。これは、ユーラシア経済連合（EAEU）の全加盟国が必要とされる国内手続の施行を終えたことを示す最後の通告書をユーラシア経済委員会が受け取った日に発効する。

条約は、ユーラシア経済連合の全加盟国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）において単一の登録（連合商標登録）手続により商標保護を付与すると規定する。EAEU 商標は、連合加盟国の各

特許庁の共同努力に基づく手続により登録される。加盟国をまたがる単一の商標庁を条約で設けることはしてはいない。

また、条約は、EAEU 加盟国における商品の原産地名称を保護するための地域的な制度も規定する。

連合の条約は、EAEU 全加盟国が批准して初めて発効する。アルメニア、ベラルーシ、キルギスタン及びロシアは既に条約に批准している。また、カザフスタン議会も、条約の批准に関する法律を承認した。

・ 公共の利益に反することを理由に商標に関する異議申立てを行う際に「利益」を広く理解するよう最高裁判所が求めた（事件第 SIP-819/2018 号に関する最高裁判所経済紛争に関する司法委員会の 2020 年 11 月 11 日の決定第 300-ES20-12511 号）

同じ権利者の先の商標と同一であり、同一商品に関して登録された商標であって、Rospatent による後の商標の登録に対して異議申立てを行う者の意見書によれば公共の利益に反するものへの法的保護の付与に対する審判請求を Rospatent が認容した。

権利者は、知的財産裁判所において Rospatent の決定を争った。

知的財産裁判所は、Rospatent の決定を一部覆すにあたり、異議申立てがなされた商標が登録された全ての商品に関して異議申立人が自己の利益を証明していない以上、Rospatent が商標に対する審判請求を認容したことは不法であると指摘した。

最高裁判所の司法委員会は、知的財産裁判所の決定を覆し、権利者の請求を棄却する際、公共の利益に反することを理由として商標への法的保護の付与に対する異議申立てがなされた場合、審理される異議申立理由が、特定の個人の私的利益ではなく、公共の利益を保護し、根拠のない商標の独占を禁止することを目的とするものである以上、その利益の概念をできる限り広く解釈するべきだと指摘した。

最高裁判所の司法委員会は、同じ商標に係る複数の排他権を認めることが排他権の絶対的性質及び公共の利益に反するため、法律により認められていないと指摘した。それを前提にした場合、異議申立ては私的利益ではなく、公共の利益を保護するためのものであるため、異議申立てを行う利益をできるだけ広く解釈するべきである。

・ 暫定的差止による救済を認めることを拒絶する際にドメイン名の不法な使用の結果としての商号及び商標に係る排他権の侵害に関係する紛争の特性及び特殊性を裁判所が考慮していなかった（事件第 A41-85820/2019 号に関するロシア連邦最高裁判所経済紛争司法委員会による 2020 年 11 月 17 日の決定第 305-ES20-16127 号）

Lunda LLC が、Лунда.рф 及びドメイン Lunda.su の個人起業家による使用を差し止めること及び訴訟手続の結果を受け、当該起業家がドメインを同社に無料で譲渡することを裁判所に請求した。また、原告は、紛争の本案が審理される前に裁判所に対し、登録機関を変更することを含め、ドメイン名を管理する権利を放棄又は譲渡することを目的とする被告の一切の行為を禁ずる差し止めによる救済を認めるよう請求した。

第一審裁判所、控訴裁判所及び破毀審裁判所は、差し止めによる救済が認められなかった場合にそのような原告に損害を与え得ること又は判決の執行を妨げ若しくは不可能にするおそれがあることを原告が証明していない以上、そのような救済の必要性に関する原告の主張は推論によるものであると述べ、差し止めによる救済を求める原告の請求を却下した。

原告は、司法委員会が審理するための上訴の移送に関する最高裁判所の決定に従い、被告がプロのサイバースクワッターであること、つまり、寄生的な競争目的で競争相手の個別化手段と混同を生ずる程度に類似するか又は同一のドメイン名を使っていると述べた。さらに、商事事件の記録に基づいた公に入手可能な情報によれば、被告は、他人に係

る排他権に対する侵害で繰り返し責任を問われていた。この点に関して、差止めによる救済を認めなかったことにより、裁判所の決定の執行が危険にさらされた。

最高裁判所の司法委員会は、下級裁判所がドメイン名の違法な使用の結果として生ずる商号及び商標に係る排他権の侵害に係る紛争の特性及び特殊性並びに最高裁判所全体会議の2019年4月23日の決議第10号の第160項に示された説明を考慮していないことを理由に下級裁判所の決定を覆し、さらなる審理を求め、差止めによる救済を認めるよう求める請求を下級裁判所に差し戻した。

・ **職務発明、職務実用新案及び職務意匠に対する報酬の支払いに関する規則の承認に関するロシア政府の2020年11月16日の政令第1848号**

使用者は、事業に役立つ開発及び解決策を提案する従業者にこれまで以上に報いなければならない。当該政令は、ミハイル・ミシュスティン連邦政府議長により署名された。

職務開発に係る報酬の料率、手続及び期限を決定する政府の権限は、民法第1246条第5項に規定されている。この規定は、使用者と従業者との間に該当する契約が存在しない場合に適用される。

使用者による職務発明、職務実用新案又は職務意匠の使用に関する新規則（旧規則は2014年に採択された）によれば、使用者が、そのような開発が使われた過去12暦月の給与の平均額の3か月分（それまでは1か月分）を発明者であるこれらの従業者に支払う必要がある。使用者が特許された職務発明、職務実用新案又は職務意匠の実施・使用許諾を販売する場合、使用者が受け取ったライセンス料の10%を従業者に支払う必要がある。職務発明、職務実用新案又は職務意匠の特許が譲渡された場合、使用者は、自己が受け取る報酬の15%を従業者に支払う必要がある。

この政令は2021年1月1日に施行され、2027年1月1日まで効力を持続する。

・ **ユーラシア意匠に関する議定書の批准に関する連邦法に大統領が署名した**

ウラジーミル・プーチン大統領が、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する1994年9月9日の議定書の批准に関する2020年11月23日の連邦法第377-FZ号に署名した。

議定書は、意匠に係るユーラシア特許の出願、審理及び審査手続並びに意匠に係るユーラシア特許の処分に関する規則を定めている。

12月

・ **ロシアで地理的表示第1号が初めて登録された**

2019年7月26日の連邦法第230-FZ号が2020年7月27日に施行され、知的財産権の新たな主題（「地理的表示」）が導入され、民法に登場した。

Rospatentは同年の12月10日、「化粧用衛生洗剤製品：手作り固形洗面石鹸」に関してロシア初の地理的表示「SHUYA SOAP」を登録した。

・ **（国家安全保障上の利益のための発明、実用新案、又は意匠の使用に関する規定の明確化に関する）民法第1360条の改正に関する政府法案**

法案は、国防及び安全保障だけでなく、国民の生命及び健康の保護にも関係する緊急時において、実施することを特許所有者に可及的速やかに通告し、比例的な対価を支払うことにより特許所有者による同意なく特許発明を実施する権限を政府に与えるために民法第1360条の文言を修正することを提案している。そのような対価を決定する方法及びこれを支払う手続はロシア連邦政府により承認される。法案は12月15日に第一読解で採択された。

• **政府又は自治体との契約履行中に取得した知的活動の成果に係る権利の規制に関する民法の改正法が採択された**

民法第Ⅱ部及び第Ⅳ部を改正するとともにロシア連邦の制定法（制定法の一部規定）を廃止する2020年12月22日の連邦法第456-FZ号が大統領により署名され、公布された。

同法は、政府又は地方自治体の契約を履行する際に取得された知的活動の成果に係る権利の規制に関する民法の規定を改正する。

また、法により明示的に規定されている場合を除き、知的活動の民生的成果に係る排他権が請負業者に帰属するというモデルに基づいたものである。国防及び安全保障に明らかに関係する知的活動の成果に係る排他権はロシア連邦に帰属する。それと同時に、一部には、権利が直ちに請負業者に付与されるケースもある。

多くの改正は、知的活動の成果の実用化を強化することを目的としている。例えば、職務発明その他の特許法の対象に関して特許を取得した使用者がその特許を早期に終了させることに決めた場合、その者は、従業者（発明者）にその旨を通告し、後者の要求に応じ、特許を従業者に無償で譲渡する義務を負う。

改正法では、権利者が、特許法の対象に関してその実施・使用を開始しない場合に関しても、発明者の要求に応じ、対象に係る排他権をその発明者に譲渡すると規定する。

また、一体化技術の知的財産の成果の利用権に関する第77章が民法から除外された。

改正法は2022年1月1日に施行される。

• **行政犯罪法第14.10条第2部及び民法第1487条による自己の憲法上の権利の侵害に関する Reikanen Parts Limited Liability Company による上訴請求の審理を拒絶する 2020年12月24日の憲法裁判所決定第2897-O号**

憲法裁判所は、Reikanen Parts LLC（以下、「同社」）による上訴を審理することを拒絶した。同社はこの上訴により、他者の商標の違法な複製を含む商品の製造又は販売に対する行政責任を定める行政犯罪法第14.10条2部の規定及び権利者自身により又はその同意を得てロシアにおいて商品化された商品に関して、他の者による商標の使用がそのような商標に係る排他権を侵害しないと定める民法第1487条の規定の合憲性を争おうとした。

同社の意見によれば、係争対象の法規定は、権利者の同意を得て又は権利者自身により商標が適用された自動車用スペアパーツを販売目的で修理している人々に行政責任を不当に負わせ、また、「不可分の物品」に関する民法第133条の規定を考慮することなく商標に係る排他権の消尽に関する規則を適用することを可能にするものであるため、ロシア連邦憲法第17条（第2部及び第3部）、第19条（第1部及び第2部）、第34条、第35条（第1部及び第2部）及び第55条（第3部）に違反するという。

同社は、第三者の商標が付された修理及び修復済み自動車用スペアパーツを販売したことで行政犯罪法第14.10条に基づく行政責任を問われていた。さらに、同社では、スペアパーツのパッケージに自社の商標とともにこれらの商標を表示していた。

憲法裁判所は同社の上訴を審理することを拒絶し、同社が争っている行政犯罪法第14.10条第2部が他者の商標の違法な複製を含む商品の営業又は販売目的での製造に伴う行政責任を定めるものであり、上訴人が製品に他の権利者の商標を付していただけでなく、そのような商標をパッケージにも適用していたことが裁判所により確定されているような事件において、上訴人の主張に反し、行政責任を不当に負わせることを意味するものではなく、したがって、上訴人の憲法上の権利を侵害するとみなすことはできないと指摘した。さらに、他の権利者の商標を含む製品を自己の商標のもとで販売した上訴人の行為は、Reikanen Parts LLCの販売するスペアパーツが

これらの権利者と結びついていると潜在的な消費者に誤認させる。

商標に係る排他権の消尽に関して外国人と国民との平等を定める民法第 1487 条それ自体が憲法上の要件と矛盾するとみなすことはできない。同条の規定はむしろ憲法の原則及び規範との関連において有効であり、民法の他の規定と一致している（2018 年 2 月 13 日の憲法裁判所決議第 8-P 号）。憲法裁判所の 2020 年 7 月 24 日の決議第 40-P 号で表明された見解に従えば、上記規定は、権利者により又はその同意を得てロシア連邦で商品化された商品を販売する場合に小売業者が権利者とライセンス契約を締結する必要がないことを前提にしている。商標に係る排他権の現実の侵害に関する立証に関して、裁判所は、当事者により提出された商品の出所に関する証拠を評価する。この点に関し、上訴人のケースのように押収した製品の出所に関して Reikanen Parts LLC の代理人が説明できず、文書を一切提出せず、これらの製品を自動車から取り外し、その後同社の従業員により修理したと述べるにとどまることを第一審裁判所が指摘しているような場合、この規範が上訴人の憲法上の権利と自由を侵害するとみなすことはできない。

2021 年 1 月

ロシアがユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書の批准を完了し、ロシア連邦の批准書が WIPO 事務局長に引き渡された

ユーラシア特許条約の意匠保護に関する 1994 年 9 月 9 日の議定書のロシア連邦による批准書が、Rospatent の Grigory Ivliev 長官によるジュネーブ（スイス）訪問中の 2021 年 1 月 11 日、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長に引き渡された。これにより、議定書がロシアに関して発効するために必要な手続が完了した。

議定書は、2019 年 9 月 9 日にヌルスルタンで行われた外交会議で採択され、アゼルバイ

ジャン、キルギスタン、アルメニア、カザフスタン、ロシア及びタジキスタンにより署名された。議定書は発効するまで WIPO において署名を受け付けている。

議定書は、確立された手続に従い、これに最初に批准した 3 か国（キルギス、アゼルバイジャン及びアルメニア）に関して 2021 年 3 月 17 日、つまり三番目の国（アルメニア）が批准書を保管するための寄託機関に寄託してから 3 か月後に発効する。ロシアの場合、議定書は 2021 年 4 月 11 日に発効する。

3D モデルと保護証の電子的発行に関する法律が施行された

ロシアのウラジーミル・プーチン大統領が 2020 年 7 月 20 日に署名した（知的財産権の主題を登録する際の電子的技術の利用拡大に関する）民法第 IV 部の改正に関する連邦法が 2021 年 1 月 17 日に施行された。

ロシア法の改正により、出願人は、今では、発明、実用新案、意匠及び商標などの知的財産の主題の出願資料に電子的な三次元モデルを添付できるようになった。また、同法により、発明、実用新案、意匠の特許証を電子的形式で取得することもできるようになった。出願人が希望すれば特許証を印刷したのも取得できる。

Rospatent が出願を審査するための優先分野のリストを拡充した

2020 年 4 月に開始されたウイルス感染及びその合併症（肺炎）と戦うための技術発明に関わる出願の優先審査に関するパイロット・プログラム（以下、「パイロット・プログラム」）を 2021 年も継続し、拡大する。

このパイロット・プログラムは、次の分野を対象とする。

1. 抗ウイルス薬
2. ウイルス性疾患の診断（例えば診断テスト・システム）
3. 医療用機器（例えば人工呼吸器、吸入器、挿管チューブ）

4. 保護具（例えば医療用マスク、呼吸用保護具、防護服）

5. 殺菌剤と消毒剤

パイロット・プログラムのもとで、実体審査の最初の審査官通知が行われるまでの平均的な期間は23日間である。それと同時に、このプロジェクトに参加する発明者は促進審査のための追加費用を支払う必要がない。

発明活動における関心の焦点は現在、パンデミックとの闘いだけでなく、既存技術が疾患の発生のさまざまな側面に及ぼす効果の研究、疾患の発生予測及び診断システムの開発を含む隣接分野に向かっている。さらに、パンデミックは、人々の間におけるリスク・グループの登録、患者及び予防接種を受けた個人の監視、ビッグデータの保存及び分析を最適化するために情報通信技術を適応させる必要があることを示している。

この点に関し、次の分野も含める形でパイロット・プログラムが2021年に拡大される。

1. ウイルス感染に対するワクチン
2. 感染症の診断テスト・システム及びその構成要素
3. ゲノム編集技術
4. 医療及びヘルスケア向けのスマート情報システム
5. 遠隔医療
6. スーパーコンピューター技術

・商標権の侵害に対する補償手続の明確化に関する法案が下院に提出された

政府は、商標の不法な使用に係る権利者への補償の支払手続を明確にする民法IV部第1515条の改正に関する法案を下院に提出した。法案は、民法第1515条第4項第2号の違憲審査事件における憲法裁判所の2020年7月24日の決議第40-P号に基づいて起草された。

民法の現行規定に従えば、権利者は、その選択により、侵害者に対し、損害に対する補償に代えて、対価の支払いを請求することができる。この対価は、商標が違法に付された

商品の2倍額又は合法的な商標の使用権の価値の2倍に達する場合がある。

民法のこの規定は、対価の額が権利者に引き起こされた損害の額の何倍にも達する場合に裁判所がその事件の事実を考慮して対価を減額することが許されていないという点で、憲法裁判所により一部憲法に適合していないと認識された。

政府は、侵害の性質及び事件のその他の事実に応じて対価の額を決定すること、商標に係る排他権の侵害に対する対価を裁判所により減額できるものの、その額が、商標が違法に載っている商品の価値又は同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を基準とした商標の使用権の価値を下回ってはならないと定めることを提案している。

2月

・外国の地理的表示がロシアで初めて登録された

Rospatentは2021年2月26日、「고려홍삼高麗人參」に外国の地理的表示としては初めてロシアにおける法的保護を付与した。

この地理的表示の登録出願は、高麗人參生産者120社で構成される高麗人參協会(KGA)により2020年10月13日に提出されたものである。

願書に記載された製品説明によれば、高麗人參は有機物及び無機物を次の割合(%)で含むという。サポニン(3~6%)、窒素化合物(12~16%)、油溶性成分(1~2%)、ビタミン(0.005%)、炭水化物(60~70%)、ミネラル(4~6%)。高麗人參の水分含有率は9~11%である。

高麗人參の根は、韓国の一定の地理的及び自然的特徴を有する地域でのみ栽培されている。原材料は、KGAにより確立された基準に従って加工され、製品の独特の外観と化学組成が保証されている。

• ミハイル・ミシュスティンが商品の原産地名称と地理的表示を利用した地域ブランドの宣伝に関して連邦評議会議員と議論した

ロシアのミハイル・ミシュスティン首相は2021年2月24日、連邦評議会議員と会談した。会合では、国際市場におけるロシア・ブランドの法的保護の確保という目的の達成に特に主眼が置かれた。

Umakhanov 議員は、商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシアの加盟促進を希望する旨を表明した。

ミハイル・ミシュスティンは、地理的表示に関する法律が2020年に採択されたことに注意を喚起した。「そのような法的措置の導入は、現地の工芸品の開発に寄与し、旅行業を後押しする」。ミハイル・ミシュスティンはそう結論付けた。

3月

• 付与前公開異議申立手続をロシアの意匠出願審査制度に導入するための仕組みの案に関する投票

Rospatent のウェブサイトでは、意匠出願審査制度に導入する付与前公開異議申立手続の仕組みの案に関する投票を行っている。

異議申立手続の制度案を用意する際に、欧州連合法（欧州連合知的財産庁（EUIPO）の実務）及びユーラシア法で定める意匠登録手続、特に審査手続を参考にした。

次の二つの仕組みによる付与前公開異議申立手続に移行することが提案されている。

第一案：方式審査段階において最小限の審査しか行わないもの。

第二案：実体審査段階においてある程度の審査を行うもの。

Rospatent 長官の声明

• Grigory Ivliev 長官が「現代における知的財産の変容」と題する会議を開催

Rospatent の Grigory Ivliev 長官が伝統ある第24回国際会議開催期間中の10月20日、「現代における知的財産の変容」と題する会議を開催した。「デジタル化の加速は我々にとって極めて重要な意味を持つ。Rospatent は高度な情報技術に照準を合わせており、現在、文書管理をほぼペーパーレスで行っている。これは、業務の質の点でも、出願の質の点でもそれまでとは根本的に異なる。我々の優先事項は、個人からの出願及び請求の方式審査を完全に自動化し、世界に数多く存在する特許情報の可用性を高め、Rospatent の提供する一連のサービスを拡大し、その質を高めることである」。Grigory Ivliev 長官はこのイベントでそう述べた。

• Grigory Ivliev 長官：製薬業界の知的財産を管理するための戦略を実施するには、新たな現実に迅速に適応する必要がある

COVID-19 の感染拡大状況を含め、医療システムを改善するためのヘルシー・ソサエティ・フォーラムが10月27日に開かれた。ロシア連邦保健省、WHO、連邦及び地方当局、医療コミュニティ及び産業界の専門家を代表する人々の参加のもと、医薬品に係る知的財産の管理戦略が議論された。

Rospatent の Grigory Ivliev 長官が、「医薬品のアクセシビリティ：戦略ツールの一つとしての知的財産保護」と題するセクションにおいて Rospatent による知的財産の規制案を発表した。

特に、強制ライセンス制度を利用することの有効性と、発明特許により保護される薬理的有効成分登録簿の導入に関して論じた。

「人々の健康のような重大な問題になると、特許制度の意義を理解することが重要である。特許を取得することは、その発明を世界から隠すことを意味するものではない。特許はむしろ発明を市販する手段となる。特許を取得する重要性は、発明者が自己の発明に

に係る排他権と支払いを受けられることにとどまらず、主に社会がコロナウイルス感染症との闘いにおける新たな成果に関する情報を受け取れる点にある。我々は、発明者が Rospatent の情報リソースをめぐる我々の決定に関する情報を即座に入手する機会を用意した。Rospatent の主導により、BRICS 諸国も、COVID 治療薬に関する情報リソースに参加することに同意した。我々はウイルス性疾患及びその合併症（肺炎）と戦うための技術に関する出願を迅速に審査するための手続を4月に導入した」。Grigory Ivliev 長官はそう述べた。

Rospatent の長官は、発明特許により保護される薬理的有効成分登録簿を開発し、導入する必要があると述べた。「これは、特許権の侵害を防ぐための効果的な仕組みであり、知的財産権に関する法律の主要な規定と完全に一致しており、ジェネリック医薬品が市場に導入されるのを妨げるものではない。医薬品登録簿により、どの医薬品がどの特許で保護されているかを透過的に確認できるようになり、また、これは、基準物質に関するものであり、組成物や結晶形に関するものではない」。

• Rospatent の Grigory Ivliev 長官による欧州ビジネス協会とのブリーフィング

Rospatent の Grigory Ivliev 長官は2020年11月18日、ロシアでビジネスに従事する20か国以上、500社以上の国際的企業を代表する欧州ビジネス協会(AEB)のメンバーとブリーフィングを行った。

AEB の CEO である Tadzio Schilling 氏と、AEB 知的財産委員会の Anton Bankovsky 議長がブリーフィングのモデレーターを務めた。議論された主要問題は、投資環境の改善、新法、知的財産の主題保護の信頼性であった。

Grigory Ivliev 長官は、知的財産の新たな主題、すなわち地理的表示の登録出願制度の具体的な特徴に関して話し、外国人居住者が地理的表示の登録出願を行うことが既に可能であると明言した。ロシアが計画している商品

の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定への加盟により、商品の原産地名称と地理的表示に対する保護を取得し易くなる。

懇談中に模倣品に関する質問も出された。「Rospatent は保護証の発行に要する期間を短縮した。特許や商標に関する決定を下すための所要期間は現在、平均して4か月程度であり、促進審査手続も存在する。この問題は2021年には全面的に解決され、その際、法執行当局が Rospatent の自動化されたシステムにより権利の保護状況及び権利の移転に関する公式情報をオンラインで入手できるようになる」。Grigory Ivliev 長官はこのように述べた。

Grigory Ivliev 長官は、Rospatent が特許により保護される薬理的有効成分の登録簿を開発していると述べた。ミハイル・ミシュステイン首相は、外国投資諮問評議会 (FIAC) の第34回会合の期間中にこれに関連する指示を行った。登録簿により、先発医薬品に係る特許権が存在するかどうかを全ての利害関係者が迅速に知り、基準医薬品の特許存続期間の満了前にジェネリック医薬品が市場に導入されるのを防ぐことができる。

また、ブリーフィングの参加者は、予備的な情報調査及び特許可能性に関する予備的評価に関する法律にも関心を向けた。同法により、科学及び教育機関がロシアの主題に関与することが可能になる同法は2021年8月1日に施行される。「Rospatent により認定された組織の提出した意見が法的効力を備える。組織及びその Rospatent の情報システムへの接続をアウトソーシングできる柔軟なシステムが形成されることにより、狭い分野に関する知識と経験を有する訓練された専門家が関与することだけでなく、特許の質を大幅に改善することが可能になる」。Grigory Ivliev 長官はそう確信する。これらの組織に関する要件と特別な訓練コースが現在準備されている。

• Grigory Ivliev 長官が11月25日、「デジタル化との関係における法的収束」会議に参加した。

Grigory Ivliev 長官は、旧ソビエト連邦領域において現在、知的財産分野におけるユーラシア統合が進んでいると説明した。1995年から発明の出願の審査が行われており、ユーラシア特許が発行されている。「商標 [に関して] は、該当する条約が [2020] 年に採択され、ロシアが11月9日に批准した。同じ月に、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する1994年9月9日の議定書も批准された。(中略) 出願人が1件の願書を提出すれば、複数の国の保護を同時に取得することができる。これにより、近い将来の知的財産の進歩が大きく決定づけられるであろう」。Grigory Ivliev 長官はそう述べた。

また、Rospatentの長官は、知的財産の主題の国際登録制度が果たす巨大な役割も強調した。「ロシアの出願人には国際的な権利登録文書への簡素化されたアクセス、また『準海外』諸国からのロシア語話者の出願人にはそのアクセスを提供することが重要である。マドリッド協定に基づく商標の国際登録制度及びハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度の公用語にロシア語を含めるためのイニシアチブを開始した。リスボン協定に基づく商品の原産地名称及び地理的表示の国際登録制度に参加することを計画している。リスボン制度に参加することにより、ロシアが現存する全ての国際登録制度に参加することになる」。

Grigory Ivliev 長官はそう締めくくった。

・先発医薬品の製造者の特許権保護が Gaidar Forum 2021 で議論された

RospatentのGrigory Ivliev長官は2021年1月15日、専ら「パンデミック後のロシアと世界」をテーマにしたGaidar Forumに参加し、そこで「医薬品に係る知的財産権の保護」という報告書を発表した。長官は、そこで、特にジェネリック医薬品を登録する際に先発医薬品の製造者の特許権を保護する重要性を指摘した。「今日まで、その [ジェネリック医薬品が] 登録される慣行に先発医薬品が対抗する仕組みとして、裁判所において特許を防衛するしかなかった。その場合でも、侵害が発生し、ジェネリック医薬品が市販された後に

裁判所に訴えるしかなかった。この問題を解決するため、薬理学的有効成分の登録簿の作成を現在進めている。この登録簿は、医薬品に係る効力を有する発明特許及び登録済み医薬品に関するデータを収集する」。Rospatentの長官はそう説明した。

「登録簿は、医薬品の登録を延期する必要があるかどうかを判断する際にも利用できる。これにより、違反や不正競争を防ぐことができる」。Grigory Ivliev長官はそう付け加えた。

Rospatent による国際協力

・知的財産保護と模倣品対策に関するロシア・フランス作業部会の第14回会合が行われた

経済、金融、産業及び貿易問題に関するロシア・フランス評議会 (CEPIC) 内に設置された知的財産保護と模倣品対策に関するロシア・フランス作業部会 (以下、「作業部会」) の第14回会合が2020年10月2日にビデオ会議の形で行われた。

RospatentのLyubov Kiriy次長とフランス産業財産庁 (INPI) のPascal Faure長官が会合の共同議長を務めた。

会合の期間中、両当事者は、知的財産保護をめぐる現在の問題とロシア及びフランスの法改正に関して議論し、両国の知的財産庁が新型コロナウイルス感染 (COVID-19) による悪影響を軽減するために講じた措置に関する情報を共有した。

両当事者は、知的財産権保護及び模倣品の国境を越えたオンライン取引の抑制をめぐるそれぞれの経験を交換した。

また、会合では、模倣品対策も検討された。このテーマの枠内において、ロシア側グループが、模倣品の不法な取引と商標の不正使用の抑制、デジタル化との関係における模倣品対策及び著作権により保護される主題のオンラインストアによる使用の問題を強調した。フランスの当事者は、模倣品の販売を防

ぐことを目的とするオンライン販売プラットフォームに関する欧州憲章に関する情報を発表した。

• **BRICS 諸国の専門家が意匠の問題に関して議論した**

BRICS 諸国の知的財産庁の意匠に関する専門家による円卓会議が 2020 年 10 月 20 日、Rospatent の国際会議においてビデオ会議の形で行われた。この円卓会議は BRICS 諸国の特許庁の専門家のためのインターンシップを創設し、本年は、BRICS の会合においてロシアを議長として実施される。

参加者は、ロシア、ブラジル、インド、中国及び南アフリカにおける意匠保護制度の概要を簡潔に説明した。当事者は、BRICS 諸国における法改正、意匠の出願及び出願審査手続並びに意匠に関する国際条約への参加及び加盟の問題に関して議論した。

意匠保護の実務的側面は、Rospatent が 10 月 27 日から 29 日にかけて主催し、BRICS の知的財産庁の専門家が参加するインターンシップにおいて検討される。

• **ロシア、中国及びモンゴルの専門家間で意匠が議論の焦点となった。**

Rospatent が議長を務め、「意匠保護をめぐる問題」というタイトルの第 8 回ロシア・中国・モンゴル三極セミナーが Rospatent の国際会議期間中の 2020 年 10 月 21 日に行われた。ロシア、中国及びモンゴルの特許庁によるこのようなセミナーは 2013 年から毎年行われている。

セミナーの開催中、Rospatent、中国国家知識産権局及びモンゴル知的所有権庁が法令や統計を含む、自国の意匠保護制度に関する情報を発表し、また、各国の意匠登録手続に関しても詳細に検討した。

参加者は、3 か国全てにおいて意匠が特許法の対象であるものの、出願審査の実体は異なると述べた。また、ロシアとモンゴルは意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネー

ブ改正協定の加盟国である一方、中国はまだ改正協定への加盟に向けて取り組んでいる段階である。

• **Rospatent と中国国家知識産権局が覚書に署名した**

2020 年 12 月 2 日、ロシアと中国との第 25 回政府首脳会談がビデオ会議の形で行われた。ロシア連邦政府のミハイル・ミシュステイン議長と中華人民共和国国務院の李克強首相との会談に Rospatent の Grigory Ivliev 長官が同席した。

会談の結果、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) と中国国家知識産権局との間で覚書が調印されたことは特筆に値する。

この文書は、ロシア・中国関係の目覚ましい発展及び中国で実施された行政改革も視野に入れ、以前の 2006 年 7 月 25 日の覚書に取って代わる。更新された覚書には、WIPO、BRICS 及び APEC の枠内のものを含む多国間協力、地理的表示及び商品の原産地名称、情報技術、及びデータ交換の分野における協力の拡大に関する規定が含まれ、また、覚書は、特許及び商標の審査、人材育成、公衆の意識喚起に関する両国の経験の共有に関して規定する。

• **ユーラシアは模倣品と戦っている**

2020 年 12 月 21 日から 22 日まで、ミンスク（ベラルーシ共和国）で第 8 回国際模倣対策フォーラム-2020 が開催された。同フォーラムは、国際機関、国家当局、実業界及び公衆の代表たちが知的財産権保護及びユーラシア経済連合域内における不法な製品取引防止という最も重要な問題に関して意見を交換するためのオープンなプラットフォームである。

Grigory Ivliev 長官が率いる Rospatent のグループもフォーラムに参加し、長官がユーラシア地域には模倣品と戦うための効果的なユーラシア固有の手段が必要だと述べた。

フォーラムの参加者は、模倣品と闘うための協調的な対策を講じ、また、不正品の製造

及び流通に一貫して対抗するための超国家的インフラを形成する必要があると指摘した。EAEU 地域は、オンライン・ショッピング中の消費者を保護するための協調的なアプローチを開発する必要がある。

• CIS 諸国が欺瞞的商標及び地理的表示の使用抑制分野に係る規制を改正した

主に欺瞞的商標及び地理的表示の使用を防止及び抑制するための措置に関する協定の新版の協定案が 2020 年 12 月 9 日に行われた独立国家共同体(CIS)の経済評議会の第 88 回会合で承認された。

Rospatent の Grigory Ivliev 長官は、CIS 執行委員会での問題に関して話す際、商品及び役務の国際市場の発展、商品の販売促進競争の激化、競争の激化及びそれに伴う、商品が国境を越えた移動する間を含めた個別化手段に係る権利保護を強化する必要性の増大に関連してこの協定を改正する必要があると述べた。

商標及び商品の原産地表示のためのユーラシア登録制度の形成及び知的財産の独立した対象としての地理的表示の国内法への包含など、CIS 域内における関連する概念の発展に見る動向を考慮すれば、この問題は、CIS 域内において特に話題性がある。

現在、協定案を 5 月に行われる CIS 政府首脳会議で検討することが計画されている。

Rospatent の 2020 年統計

発明、実用新案、意匠の法律に基づく保護 (特許法事項)	
登録済出願件数	53,109
審査された出願件数	58,242
出願の平均的な審査期間 (月数) :	
- 発明	4.1
- 実用新案	1.1
- 意匠	4.3

特許法の主題の出願審査結果を受けた決定に係る異議申立て、審判請求及び法律に基づく保護の無効の審理	
審理した異議申立ての件数	507
平均的な審査期間 (月数)	4.3
商標、サービスマーク、商品の原産地名 (個別化手段) の法律に基づく保護	
登録済出願件数	94,048
審査された出願件数	83,085
出願の平均的な審査期間 (月数)	5.0
異議申立て並びに個別化手段の出願審査結果を受けた決定、無効又は個別化手段の法律に基づく保護の早期終了に係る申立ての審理	
審理した異議申立て及び出願の件数	1648
平均的な審査期間 (月数)	3.2

特許 :

	発明 :	実用新案 :	意匠 :
提出された出願 (以下を含む)	34984	9195	6634+1106*
- ロシアの出願人による	23759	8859	3824
- 外国の出願人による	11225	336	2810
審査済み	43471	7350	7421
付与決定	28773 (66%)	6004 (82%)	5385 (73%)
発行済特許 (以下を含む)	28788	6748	5038
- ロシアの出願人への	17181	6502	2501
- 外国の出願人への	11607	246	2537

年末時点で有効な特許	266189	45953	41161
------------	--------	-------	-------

* ロシア連邦を指定する国際登録

商標：

提出された出願 (以下を含む)	93926
- ロシアの出願人による	67396
- 外国の出願人による (以下を含む)	26530
-- マドリッド制度を通じて	17092
登録済商標 (以下を含む)	68048
- ロシアの所有者への	42043
- 外国の所有者への (以下を含む)	26005
-- 拡大された国際登録を通じて	17944
年末時点で有効な登録*	493712

* 国際登録を除く

第2部

並行輸入の事例

ある企業が、商標「CASE」と「NEWHOLLAND」を付した7台のトラクターを中国から輸入した。トラクターには、これに加えて中国メーカーのラベルも添付されていた。また、トラクターの識別情報の改ざんを示す他の証拠も存在した。そのトラクターは実際には並行輸入品であった。裁判所（第一審及び第二審）は輸入を認めた。知的財産裁判所はこれらの判決を取り消し、審理のやり直しを求め、事件を下級裁判所に差し戻した。裁判所（第一審及び第二審）は原判決を再度支持した。破毀審裁判所としての知的財産裁判所は、下級裁判所の判決が裁判例に適合しないことを明らかにし、他の裁判官のもとでの審理のやり直しを求め、事件を再度下級裁判所に差し戻した。事件第 A73-7537/2018 号。知的財産裁判所の判決は、2021年1月13日に言い渡された。

CNH Ltd. (原告) が Eurasia Group Ltd. (被告) を訴え、ロシアに輸入された7台のトラ

クターを偽造品と認め、これらのトラクターを被告から押収するよう裁判所に求めた。

第一審裁判所 – 一巡目の審理

ハバロフスク（ロシア極東）裁判所は原告の請求を全面的に棄却した。原告がその判決を控訴した。

第二審裁判所 – 一巡目の審理

控訴裁判所（第二審）が第一審判決を支持した。

原告が知的財産裁判所に上訴した。

知的財産裁判所 – 一巡目の審理

裁判所が下級裁判所の判決を吟味し、登録商標第 142272 号「CASE」（米国の所有者）がロシアに存在する点を指摘した。



また、商標第 169308 号 NEWHOLLAND（オランダの所有者）も存在した。原告は税関知的財産登録簿に登録されており、商標の所有者により、これを代理して行為することを許されている。原告と商標権所有者との間には多くの契約が存在する。

被告は、Harbin Dongjin Minsk Tractor Co., Ltd. と標章された7台のトラクターを輸入した。そのうちの6台のトラクターの一部の部品に「CASE」という商標が付されており、1台のトラクターの一部の部品には商標



NEWHOLLAND が付されていた。そうしたラベルの存在は税関により確認されている。また、トラクターの技術仕様書が Harbin Dongjin Minsk Tractor Co., Ltd. により製造された製品のものとは一致していない点も指摘された。鑑定人による鑑定が行われ、実際に6台のトラクターが商標「CASE」と関連づけられてお



り、1台のトラクターが商標 NEWHOLLAND と関連づけられていたことが確認された。また、Harbin Dongjin Minsk Tractor Co., Ltd. という標

章の自家製ラベルも存在するが、同社がそうしたトラクターを製造していないことが確認されている。被告は、上記商標の所有者から商標を使用する許可を得ていなかった。また、関税額を引き下げる目的で表示する製造年月日が誤っている（新しい）中国語のラベルも存在した。

被告はそれらの車両が中国製ではなく米国製又は欧州製であると税関に申告していた。

知的財産裁判所が第一審判決を吟味した。知的財産裁判所は、第一審裁判所が原告の請求を棄却したものの、被告が車両の構造部品を改ざんすることなくロシアに純正品を持ち込んだことを前提にして訴訟手続を進めていたと述べた。これらの車両は、商標権所有者による認識のもと、別な国で適法に販売されたものであるとされた。第一審裁判所は、商



標「CASE」及びNEW HOLLANDのもとで商品を製造している以外の企業により製造されたことを示す特徴が存在しないことを理由にこの車両を模倣品として認定することはできないと考えた。

すなわち、ロシア国外に存在する被告が、登録商標のもとで製造され、登録商標のラベルが貼付され、ロシアに輸入され、商標の所有者により又はその同意を得て適法に販売された純正品を購入する行為は、排他権の侵害には当たらない。したがって、被告の責任を問う理由はない。

これにより、第一審裁判所は、多くのフォーラムで議論されている並行輸入に関する憲法裁判所の画期的な判決を明確に参照していた。

控訴裁判所は、第一審判決を支持し、車両が模倣品ではなく、係争車両に関して権利が消尽されたことを確認した。また、控訴裁判所は、税関申告書を訂正し、関税を全額納付したことで被告が既に罰を受けたと述べた。

知的財産裁判所は、第一審及び控訴審判決を分析し、原判決において、第一審が原告の

請求を棄却した理由が開示されていない点を指摘した。第一審裁判所は、何度も改ざんされた結果、その商品が純正品ではなくなっているという原告の主張を評価しなかった。すなわち、中国企業が自社製品であるかのように表示する目的で商品を改ざんした結果、その商品は模倣品となったというものである。原告は、被告がユーラシア経済連合の関税法に掲載されている商品の全ての特徴を変更したと述べたにもかかわらず、第一審裁判所はその主張を無視した。すなわち、メーカーのブランド、商品の種類、商品の識別特性、メーカーの銘板（位置及び固定方法）、車台番号、メーカーの名称及び住所の全てが変更されていた。さらに、係争商品は、ロシアの気候条件における使用を想定して設計されていない（車両の構造特性が低温下での使用に適合していない）点も指摘された。控訴裁判所はこうした矛盾点を考慮しなかった。

しかしながら、その商品が模倣品であるかどうかを判断するには、本来、これらの状況を慎重に吟味することが極めて重要だったはずである。問題は、その構造部品が変更されていなければ、技術規則に掲載されている基本特性が変更されていてもその商品を純正であるとみなし得るかどうかである。これらの状況が明確にされていない以上、両審の裁判所の結論は未成熟であった。

さらに、第二審裁判所は、被告が税関申告書を訂正し、関税を全額納付し、それにより過失を償ったという疑わしい理由をもとに手続を進めた。

知的財産裁判所は、控訴裁判所が、商標に係る排他権が侵害されたという事実を考慮せずに上記の結論を下したと述べた。被告が税関申告に関連して行政罰を受けたという事実は、他の措置（民事又は刑事など）の適用を除外するものではない。この問題は、最高裁判所の2019年4月23日の布告第10号（53項）で詳細に説明されている。

知的財産裁判所は、被告の行為が不公正であるかどうか、つまりロシアの憲法及び民法の規定に反するものであるかどうかを下級裁

判所が調べていないという原告の主張に同意した。下級裁判所は、商品の品質及び人々の安全及び生命への危険性という問題を検討していない。権利の消尽に関する下級裁判所の結論は、民法第 1252 条、第 1487 条及び第 1515 条、ユーラシア経済共同体に関する協定に關係する知的財産権の主題の保護に関する議定書並びに他の法令文書に概要が説明されている要件を満たしていない。また、下級裁判所は、中国がユーラシア経済連合加盟国ではないにもかかわらず、その商品の販売がユーラシア経済連合加盟国のいずれかの領土で適法に行われていたかどうかを調べていない。

また、第一審裁判所による立証責任の分配にも誤りがあった。同裁判所は、原告が商標の不正使用の事実を立証するためには自己の商標を使用する許可を与えていないと述べるだけで足る一方、被告が知的財産法の要件への適合及び商標の使用権を立証するには十分な証拠を提出しなければならないという事実を考慮していない。そうして初めて原告が被告の主張に対する反証を提出できることになる。知的財産裁判所は、その商品をロシアに輸入する行為が禁じられていることを立証するよう下級裁判所が原告に求めた点に関して下級裁判所を非難した。特にその点が、事件の状況と矛盾する結論へとつながった。

知的財産裁判所は最後に判決を取り消し、審理のやり直しを求めて事件を第一審裁判所に差し戻した。

第一審裁判所 – 二巡目の審理

第一審裁判所は（知的財産裁判所による最初の判決を受けた）事件の再度の審理中に、鑑定を命じ、鑑定人に多くの質問を投げかけた。鑑定人は、トラクターに、事実、商標「CASE」及び「NEWHOLLAND」の商標が付されおり、識別番号が隠蔽又は複製された事実が存在することを確認した。鑑定人は、関税同盟の技術規則への適合証明書が存在しないことを理由にトラクターが低温下で安全に使えるかどうかの確認を控えた。このような証明書は、特別な研究所による試験後に発

行されるべきものであった。被告は、さらに別な鑑定を命ずるよう裁判所に求めたが、裁判所はその請求を却下した。

原告が商標に所有権を有する事実は事件の状況により確認できると裁判所は述べた。被告は、自己が購入した商品に商標を添付しかったという意味において、商標を不法に使用してはいなかった。

裁判所は、被告が商品を何度も改ざんした結果、商品が純正ではなくなり、模倣品に「転換」したという原告の主張を却下した。商品に中国企業のラベルが追加されていたという事実は、買い手の誤認を生ずる状況ではあるものの、模倣品の特徴ではないとされた。その結果、裁判所は、商標「CASE」及び「NEWHOLLAND」の所有者以外の企業により商品が製造されたこと及びそうした商標が純正ではない商品に付されていることを示す特徴が存在しないため、商品を模倣品であると認める理由がないと結論づけた。原告がその判決を控訴した。

控訴裁判所による第二審（二巡目の審理）

裁判所は、原告が商標を所有すること及び被告による商標の不法な使用を示す証拠がない、つまり被告が係争商標を自己の購入した商品に不法に付していないというものを含む第一審裁判所の認定を支持した。控訴裁判所は、トラクターに付された商標に係る権利が、商標の所有者自身によるか又はその承諾を得た最初の販売により消尽されていることを確認した。原告は、この判決を破毀審としての権能を有する知的財産裁判所に上訴した。

知的財産裁判所 – 二巡目の審理（破毀審）

知的財産裁判所は、下級裁判所が実体法の規定を誤って適用したことを理由に破毀審における審理を求める原告の訴状を受理することに同意した。考慮すべき基本的な点は、所有者の許可を得ていない商標の使用が商標権の侵害に当たることである。

これが並行輸入の事案であることは事件の事実から明白である。下級裁判所は請求の認容を拒絶したが、その際に、商品が純正であり、最初に中国で適法に販売されたという事実から出発した。それと同時に、下級裁判所は重要な点を見落としている。すなわち、並行輸入の場合、商品への商標の不法な添付だけでなく、商標所有者の許可を得ない純正品のロシアへの輸入も商標の不法な使用を構成する。民法第1252条第4項によれば、商品の輸入が権利の侵害につながる場合、その商品は模倣品とみなされる。国境を越え、税関申告書を提出した瞬間に侵害が確定する。

知的財産裁判所は、あらゆる状況を考慮し、原告の請求を却下した下級裁判所の判決が矛盾しており、法律の規定に背反すると結論付けた。

知的財産裁判所の権限は実体法及び手続法の規定が正しく適用されているかどうかを検証することに限定されるため、破毀審裁判所としての同裁判所の権能は限定されている。したがって、破毀審裁判所には、控訴裁判所により確定された事件の事実状況を再考する権限がなく、また、それまでの審理中に収集された証拠を異なる方法で評価する権限を有さないため、破毀審裁判所は事件を第一審裁判所に差し戻した。

破毀審としての知的財産裁判所は、考慮事項を再検討し、原告の主張をもとに十分な根拠を有する判決を下すよう第一審裁判所に指示した。

判決は2021年1月13日に言い渡された。この事件では、本格的な審理が2「巡」して行われ、事件がまだ係属している。

知財分野における新たなユーラシア条約

• ロシアは、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書の批准を完了し、ロシア連邦の批准書がWIPO事務局長に引き渡された

ウラジーミル・プーチン大統領が、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する1994年9月9日の議定書の批准に関する2020年11月23日の連邦法第377-FZ号に署名した。

議定書は、意匠に係るユーラシア特許の出願、審理及び審査手続、並びに意匠に係るユーラシア特許の処分に関する規則を定めている。

ユーラシア特許条約(EAPC)に基づき、ユーラシア特許機構(EAP)とユーラシア特許庁(EAPO)が設置された。EAPには、アゼルバイジャン、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンが加盟している。

ユーラシア特許庁では現在、発明に対してEAPの全加盟国で有効なユーラシア特許を発行している。

意匠保護に関する議定書は、2019年9月9日にヌルスルタンで行われた外交会議で採択され、アゼルバイジャン、キルギスタン、アルメニア、カザフスタン、ロシア及びタジキスタンにより署名された。

議定書は、ユーラシア特許条約の附属書に当たる。同文書は意匠に関するユーラシア特許制度の形成を規定し、ユーラシア特許は、ユーラシア特許庁により発行され、全加盟国で有効となる。

ユーラシア特許庁(EAPO)は議定書に従い、意匠特許の出願を受理し、予備審査を実施し、予備審査の結果が肯定的なものであれば、その実体審査を行う。

予備審査を無事通過した出願は、ユーラシア特許庁により公開される。議定書は公開を遅らせる事由を規定していない。出願の公開後、加盟国の国内特許庁を含む全ての関係者が、登録請求された意匠に保護を付与することへの異議申立書をユーラシア特許庁に提出できる。提出された異議申立書の審理手続は特許命令により定める。これらの異議申立書を検討した結果に基づき意匠に関するユーラ

シア特許の発行又は発行の拒絶が決定される。出願人は、ユーラシア特許庁への出願に関して下された決定を上訴できる。

特許の発行決定が下された場合、ユーラシア特許庁は意匠を登録し、議定書の全加盟国において有効なユーラシア特許を発行する。ユーラシア特許の発行が拒絶された場合、出願人は、ユーラシア出願の出願日と優先日を維持したまま、ユーラシア出願を国内出願又は加盟国における複数の国内出願に変更できる。

意匠に関するユーラシア特許の存続期間の上限は、特許維持手数料が（5年ごとに）支払われることを条件として25年である。ここで、意匠に対する国内特許の存続期間の上限を25年と定めている加盟国が現在、アルメニアとロシアのみである点に注意したい。ユーラシア特許条約の他の加盟国は、意匠特許保護の存続期間の上限を15年（アゼルバイジャン、ベラルーシ、キルギスタン、タジキスタン及びトルクメニスタン）又は20年（カザフスタン）と定めている。このため、これらの国の場合、自国で議定書が施行されるまでに自国の法律を改正し、国内特許に基づく保護の存続期間の上限を25年に延長するか、さもなければこれらの国では、ユーラシア特許に基づき付与される保護の方が（少なくともその存続期間の点で）国内特許に基づく保護よりも魅力的なものになってしまう。

議定書では、意匠に関して発行されたユーラシア特許が無効化される二つの事由を規定する。一つ目が、国内特許庁による異議申立書を含む、第三者による異議申立書に基づくユーラシア特許庁による行政上の取消しである。このような場合、全加盟国で無効となる。そのような取消手続は、EAPCへの特許命令により定める。

二つ目は、加盟国の国内法に定める手続に基づき、その国の司法当局その他の所管当局に頼る方法である。このような場合、ユーラシア特許に関する当該国内当局の決定は、その国でのみ有効である。したがって、他の加

盟国では、意匠に関するユーラシア特許が引き続き効力を有する。

いずれの場合も、ユーラシア特許が無効とされる事由は特許命令により定める。

ユーラシア特許に係る権利の侵害に関する紛争は、その保護が請求されている国の法律に基づき解決されるべきである。

議定書は、非加盟国の出願人及び特許所有者が、ユーラシア弁理士を通じてユーラシア特許庁と応答しなければならないと規定する。

ユーラシア出願、応答、ユーラシア特許の発行に使われる言語はロシア語である。しかしながら、ユーラシア特許に係る権利の侵害又はその無効に関する紛争を審理する国の司法その他の所管当局は、ユーラシア特許を当該国の公用語に翻訳した文書の提出を求めることができる。

ユーラシア特許条約の意匠保護に関する1994年9月9日の議定書のロシア連邦による批准書が、RospatentのGrigory Ivliev長官によるジュネーブ（スイス）訪問中の2021年1月11日、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務長官に引き渡された。これにより、議定書がロシアに関して発効するために必要な手続が完了した。

議定書は、確立された手続に従い、これに最初に批准した3か国（キルギス、アゼルバイジャン及びアルメニア）に関して2021年3月17日、つまり三番目の国（アルメニア）が批准書を保管するための寄託機関に寄託してから3か月後に発効する。ロシアの場合、議定書は2021年4月11日に発効する。

• EAEUの商標、サービスマーク及び商品の原産地名称に関する条約の批准に関する法律が施行された

「ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、商品の原産地名称に関する条約の批准に関する法律（2020年11月9日の連邦法律

第 360-FZ 号) 」がウラジーミル・プーチン大統領により署名され、公布された。同条約は 2020 年 2 月 3 日にモスクワで調印された。

条約は、ユーラシア経済連合 (EAEU) の全加盟国が必要とされる国内手続の施行を終えたことを示す最後の通告書をユーラシア経済委員会が受け取った日に発効する。

条約は、ユーラシア経済連合の全加盟国 (アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア) において単一の登録 (連合商標登録) 手続により商標保護を付与すると規定する。EAEU 商標は、連合加盟国の各特許庁の共同努力に基づく手続により登録される。加盟国をまたがる単一の商標庁を条約で設けることはしていない。

連合商標による保護を受けるには、連合のいずれかの加盟国の特許庁に 1 件の出願を行えばよい。この目的上、出願人は、出願官庁として選択する国にかかわらず、統一された要件に従いロシア語で願書を作成するべきである。

出願の予備 (方式) 審査は、出願官庁でのみ行われる。予備審査の結果が肯定的なものである場合、その官庁は連合の公式ウェブサイトに出願を公開することに決め、出願書類を他の国内特許庁に送付する。

利害関係者は、商標の登録に対する異議申立書を出願公開後 3 か月以内に提出できる。国内特許庁は、登録請求がなされた名称を審査する間にこれを考慮するべきである。

出願官庁が出願書類を連合加盟国の特許庁に送付してから 6 か月以内に、これらの庁は、請求された標章の審査を実施し、連合商標登録を拒絶すべき理由がある場合には出願官庁に通告することができる。各官庁が所定の期間内に通告しなかった場合、その機会を失うことになる。

出願官庁は、国内特許庁から入手した情報に基づき、連合商標登録を決定するか、国内官庁による拒絶理由を明記した通知書を出願人に送付するべきである。いずれかの国内官

庁による拒絶は、その国で施行されている手続に基づき不服を申し立てることができる。

登録決定が下された場合、出願官庁は、その商標を連合商標統一登録簿に登録し、権利者に連合商標登録証を発行するべきである。この証書は、出願日から最長で 10 年間有効とし、複数回 (各回 10 年間) 更新できる。

条約の施行後、全面的又は部分的に一致する商品リストに関して、全く同一の商標が全く同一人の名義で全ての連合加盟国の国内登録簿に登録された場合、その権利者は、どの国内特許庁にも連合商標の登録証の発行を請求できる。このような証明書は、国内登録の存続期間がそれ以降に満了する連合加盟国の残りの登録期間に関して発行されるべきである。この目的上、連合商標の登録及びそれまでの国内登録から地域登録への切り替えは国内登録簿に記載する。

連合のいずれかの加盟国においても、連合商標の登録に対し、その国の国内手続に従い、ただし条約に規定されている事由に基づき、所管当局に異議を申し立てることができる。連合商標が無効とされた場合、商標の所有者は、取り消された地域登録を基礎に、取り消された登録の優先日を維持したまま商標の国内出願 (又は複数の国内出願) 行う機会を有する。

連合商標は、その 3 年間の不使用により、これを早期終了させることができる。しかしながら、少なくとも一つの連合加盟国でその商標を使用していれば連合商標による保護が維持される。

連合のいずれかの加盟国における連合商標に係る排他権の侵害をめぐる紛争は、国内商標に係る権利の侵害が審理される場合と同様にその国の国内法に従って審理される。

また、条約は、EAEU 加盟国における商品の原産地名称を保護するための地域的な制度も規定する。

連合加盟国では現在、商品の原産地名称保護の国内登録簿が維持されている。条約で

は、連合加盟国が、条約の発効する前に、該当する国内登録簿に登録されている商品の原産地名称のリストを交換すると規定する。これらのリストが交換された後、権利者は、国内特許庁に出願し、商品の原産地名称を商品の連合原産地名称統一登録簿に登録し、その使用権の証明書を発行するよう求めることができる。

連合の加盟国の出願人は、商品の連合原産地名称の登録を求め、その使用権を取得するための新規出願を自国の特許庁に行うことができる。他の国々からの出願人は、連合のいずれの加盟国の国内特許庁も出願官庁として選択できる。

商品の連合原産地名称に関する出願要件は条約により定めている。商品の連合原産地名称に関する出願の出願官庁による審査手続は、その出願官庁の存在する国の法律で定めるべきである。審査の結果が肯定的なものである場合、出願官庁は、商品の原産地名称を商品の連合原産地名称統一登録簿に記載し、その使用権の証明書を発行するべきである。条約は、各国内特許庁による商品の連合原産地名称の出願審査に関して規定していない。

一部の EAEU 加盟国において商品の原産地名称に加えて地理的名称（地理的表示）も保護されている点を考慮し、商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定の対象に地理的表示も含めるためにジュネーブ改正協定により同協定が 2015 年に改正されたのと同様、将来的には、連合の条約の対象範囲に地理的表示も含めることにより条約が拡張される可能性がある。

連合の条約は、EAEU 全加盟国による批准後に初めて発効する。

3 月中旬時点において、EAEU の全加盟国の議会が条約の批准に関する法律を採択している。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。